

半農半 X 支援事業 (半農半 X 支援)

第 1 事業の目的

本県農業の将来の担い手となる新規就農者の確保育成は重要な課題であり、そのためには、県外から農業を志向する U I ターン者を積極的に確保していく必要がある。近年、農のある暮らしへの関心の高まりから、就農相談者は増加しているが、農村地域への定住・定着を促進するためには、従来の自営就農、雇用就農だけでなく、兼業収入を加えた半農半 X による就農を誘導することが必要である。

そこで、各市町村において、移住から定住までの各段階における総合的な支援を行うことにより、就農希望者の農村への定住・定着を促進し、もって県内農業・農村の担い手を確保・育成する。

第 2 事業の内容

上記の目的を達成するために必要な以下の活動を実施する経費に対し支援を実施する。なお、補助率等は交付要綱別表 6 (1) のとおりとする。

1 半農半 X 定住モデル作成

事業実施主体は、県外から U I ターンして半農半 X による就農・定住を希望する者がスムーズに実践開始することができ、営農と他の仕事 (X) との組み合わせにより所得を確保し定住が促進されるように、半農半 X 定住モデル (別記 6 (1) 様式第 1 号) を作成する。

2 就農前研修経費助成事業

事業実施主体は、第 5 に定める半農半 X 実践者がスムーズに経営を開始し、早期に農業経営を確立させるために必要な研修を行う期間について助成する。

3 定住定着助成事業

事業実施主体は、第 5 に定める半農半 X 実践者が県内で農業経営を開始した場合に、営農と生活を安定させるための助成を行う。

第 3 事業実施主体

この事業の実施主体は、市町村とする。

第 4 事業実施主体の役割

事業実施主体は、関係機関と連携して地域推進協議会を設置し、地域内で新たな X の掘り起こし・確保をすすめるとともに、営農との組み合わせによる地域の実情にあった半農半 X モデルを作成し、事業のより一層の推進を図らなければならない。

第 5 半農半 X 実践者の認定等

1 半農半X実践者の要件

半農半X実践者とは、次の全ての要件を満たし、事業実施主体の認定を受けた者であること。

- (1) 県外から住民票を移動させてU Iターンをしようとする者、又はU Iターンして、就業及び就農していない段階の者。なお、既にU Iターンしている者については、原則として、住民票を移動して概ね1年以内とする。ただし、公益財団法人ふるさと島根定住財団の産業体験期間、市町村事業等による農業研修期間及び地域おこし協力隊員として地方自治体から委嘱され、地域協力活動に従事した期間は除く。
- (2) 第6の2の(1)のアに定める農業経営開始時の年齢が原則67歳未満であること。
- (3) 一定規模以上の営農（農林業センサスで定義する販売農家（農産物販売金額50万円以上）より高い目標とする）を行う予定であること。
- (4) 原則として6か月以上の農業研修を実施すること。なお、過去の経験や既に実施した研修等により、営農に必要な技術等を十分に有していると事業実施主体が認める場合には、新たな研修の実施は要しない。

2 半農半X実践者の認定手続き等

- (1) 半農半X実践者の認定を受けようとする者は、半農半X実践計画書（別記6(1)様式第2号）を作成し、半農半X実践者計画認定申請書（別記6(1)様式第3号）に添付して事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、承認申請があった場合には、内容について審査し、前項の要件を満たし、当該計画が第2の1「半農半X定住モデル」に照らして適当であり、計画の達成が見込まれる場合、認定するものとする（以下、半農半X実践計画の認定を受けた者を「半農半X実践者」という。）。
- (3) 就農前研修先は、県が認めた研修機関及び次の要件を全て満たす研修先として事業実施主体が認めた研修受入農家とすること。
 - ア 研修生が研修終了後に円滑に就農するために必要となる実践的な農業技術、経営技術等について責任を持って適切に指導できること。
 - イ 研修期間について概ね6ヶ月かつ概ね600時間以上実施可能であること。
 - ウ 研修生に対して指導できる者が明確であること。
 - エ 研修を実施する上で必要な環境（農地、施設、機器等）が整っていること。
 - オ 研修終了後においても必要に応じて研修対象者に対する指導・助言ができること。
- (4) 事業実施主体は、半農半X実践者について、半農半X認定報告書（別記6(1)様式第4号）を作成し、隠岐支庁又は各農林水産振興センター（以下「センター等」という。）を經由して知事に提出するものとする。
- (5) (2)の認定を受けた半農半X実践計画を変更する場合は、半農半X実践変更計画書（別記6(1)様式第2号）を作成し、半農半X実践者変更

計画認定申請書（別記 6（1）様式第 3 号）に添付して事業実施主体に提出するものとする。

（6）事業実施主体は、（5）の変更承認申請があった場合には、（2）に準じて審査し、認定を行うものとする。

（7）事業実施主体は、半農半 X 実践計画の変更を認定したときは、変更に係る半農半 X 認定報告書（別記 6（1）様式第 4 号）を作成し、センター等を経由して知事に提出するものとする。

第 6 助成対象となる要件等

事業実施主体は、次の要件を全て満たす半農半 X 実践者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

1 就農前研修経費助成事業

（1）就農前研修経費助成事業の助成対象となる要件は次に掲げるとおりとする。

ア 半農半 X 実践計画が次に掲げる基準に適合していること。

（ア）研修期間が原則 6 か月かつ概ね 600 時間以上（概ね 1 月当たり 100 時間以上）であり、研修期間を通じて就農に必要な技術や知識を習得すること。

（イ）就農前研修先は、県が認めた研修機関及び市町村が認めた研修受入農家とすること。

（ウ）研修受入農家の経営主は、半農半 X 実践者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

（エ）研修を受ける農家等と常勤（週 35 時間以上で継続的に労働するものをいう。）の雇用契約を締結していないこと。

イ 原則として、本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと。

（2）助成金額及び助成期間は、半農半 X 実践者が半農半 X 実践計画に基づいて県内で就農するために必要な研修を行う期間とし、月額 12 万円を 12 か月以内で助成する。

なお、妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は 1 度の妊娠・出産又は災害につき最長 1 年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、助成期間を延長できるものとする。

（3）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、半農半 X 実践者は補助金の全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として事業実施主体が認めた場合はこの限りでない。

ア 研修終了後、1 年以内に第 6 の 2 の（1）のアに定める農業経営を開始しなかった場合。

イ 農業経営を開始して、引き続き 5 年以上県内において定住して営農を行わなかった場合（例：耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、事業実施主体から改善指導を受けたにもかかわらず改善に向けた努力を行わない場合など）。

ウ 虚偽の申請等を行った場合。

2 定住定着助成事業

(1) 定住定着助成事業の助成対象となる要件は次に掲げるとおりとする。

ア 農業経営開始時の年齢が原則 67 歳未満で、次の要件を全て満たすこと。

(ア) 原則として農地の所有権又は利用権を半農半 X 実践者が有していること。

(イ) 主要な農業機械・施設を半農半 X 実践者が所有し、又は借りていること。

(ウ) 生産物や生産資材等を半農半 X 実践者名義で出荷・取引すること。

(エ) 半農半 X 実践者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を、半農半 X 実践者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 半農半 X 実践者が農業経営に関する主宰権を有していること。

イ 原則として、本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと。

(2) 助成金額及び助成期間は、半農半 X 実践者が半農半 X 実践計画に基づいて県内で農業経営を開始した場合に、事業実施主体が助成する額の 1/2 以内を県が助成する。県が助成する金額は月額 6 万円を上限として、就農月から 12 か月以内で予算の範囲内において助成する。ただし、夫婦それぞれが半農半 X 実践者として、夫婦で農業経営を開始し、次の要件を全て満たす場合、県が助成する金額は月額 9 万円を上限とする。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

なお、妊娠・出産又は災害により農業経営を休止する場合は、1 度の妊娠・出産又は災害につき最長 1 年の休止期間を設けることができる

(夫婦それぞれが半農半 X 実践者として農業経営を行う妻を除く。)

また、その休止期間と同期間、助成期間を延長できるものとする。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、半農半 X 実践者は補助金の全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として事業実施主体が認めた場合はこの限りでない。

ア 農業経営を開始して、引き続き 5 年以上県内において定住して営農を行わなかった場合（例：耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、事業実施主体から改善指導を受けたにもかかわらず改善に向けた努力を行わない場合など）。

イ 虚偽の申請等を行った場合。

第 7 事業の実施手続き等

1 事業計画の承認

(1) 第 2 の 2 就農前研修経費助成事業、3 定住定着助成事業のいずれか、又は両方の助成を受けようとする半農半 X 実践者は、事業実施計画承認申請書

(別記6(1)様式第5号)を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、半農半X実践者から承認申請があった場合には、内容について審査し、適当と認めた場合は、事業実施計画を承認し、審査の結果を通知するものとする。

(3) 事業実施主体は、交付要綱第3に基づき、交付申請書(様式第1号)を作成しセンター等を経由して知事に提出するものとする。

2 事業計画の変更承認

(1) 半農半X実践者は、交付要綱第4に規定する重要な変更を行おうとするときには、事業実施計画変更承認申請書(別記6(1)様式第6号)を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、半農半X実践者から変更承認申請があった場合には、内容について審査し、適当と認めた場合は、事業実施計画の変更を承認し、審査の結果を通知するものとする。

(3) 事業実施主体は、交付要綱第4に規定される重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書(様式第3号)を作成し、センター等を経由して知事に提出するものとする。

3 助成の休止

(1) 第6の1の(2)及び2の(2)に基づき妊娠・出産又は災害により助成を休止する場合、半農半X実践者は休止届(別記6(1)様式第7号)を事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、半農半X実践者から休止届の提出があり、適当と認められる場合は、助成を休止する。

(3) 半農半X実践者は、研修もしくは農業経営を再開する場合は、再開届(別記6(1)様式第8号)を事業実施主体に提出するものとする。

(4) 事業実施主体は、半農半X実践者から再開届の提出があり、適切に事業実施することができると思われる場合は、助成を再開する。

4 概算払

市町村長等が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第5に基づき、概算払請求書(様式第4号)をセンター等を経由して知事に提出するものとする。

5 事業の完了報告

事業実施主体は、事業が完了したときは、交付要綱第6に基づき、完了報告(様式第5号)をセンター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。

第8 事業実績等の報告

(1) 本事業を実施した半農半X実践者は、事業実績報告書(別記6(1)様式第9号)を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、交付要綱第7に基づく実績報告書(様式第6号)を作成し、センター等を経由して知事に提出するものとする。

第9 経営達成状況等の報告

- (1) 半農半X実践者は、事業実施主体、地域農業再生協議会等の関係機関から適切な指導・助言を受けるため、農業経営開始後5年が経過するまでの間（ただし、第6の2(2)に基づき農業経営を休止した場合は休止期間を除き5年が経過するまでの間）、毎年4月末（5年目分については5年目終了後最初に到来する4月末）までに、計画達成状況報告書（別記6(1)様式第10号）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) (1)の計画達成状況報告書を受けた事業実施主体は、報告を受けた年度の5月末までに計画達成状況報告（別記6(1)様式第11号）を作成し、センター等を経由して知事に提出するものとする。

第10 定住状況等の報告

- (1) 事業実施主体は、半農半X実践者が、第6の1の(3)又は第6の2の(3)に該当した場合は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない（第6の1の(3)又は第6の2の(3)のただし書の規定に該当する場合を除く。）。
- (2) (1)に該当する場合、事業実施主体は半農半X実践者に補助金の返還を求めるとともに、半農半X実践者が返還を要する補助金のうち知事が事業実施主体に交付した金額の全てを知事に返還しなければならない。
- (3) 知事は、必要に応じて、半農半X実践者の定住状況等について事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

第11 新規就農者総合対策事業との関係

平成24～26年度に実施した新規就農者総合対策事業実施要領（平成24年4月1日農第161号）別記(4)、平成27～29年度に実施した新規就農者等育成確保推進事業（平成27年3月19日農第1676号）、平成30～令和2年度に実施した多様な担い手確保・育成事業補助金交付要綱（平成30年3月23日付け農第1621号）別記(3)、令和3～令和6年度に実施した多様な担い手確保・育成支援事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付け2農総第1041号）別記(7)については従前のおりとする。